

IC 自動車検査証の利活用方策に関するアイデア募集要領

令和元年 7 月

国土交通省自動車局

国土交通省では、継続検査（いわゆる「車検」）等の自動車保有関係手続に際しての運輸支局等への来訪を不要とするため、自動車検査証を紙から IC カードに切り替えることとしました。このために必要となる改正を盛り込んだ「道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）」が本年 5 月に公布され、令和 5 年 1 月の導入を想定し、準備を進めているところです。

このたびの自動車検査証の IC カード化に際しては、紙の自動車検査証を IC カードに切り替えることのメリットを最大化するため、IC カードに搭載する IC チップに空き領域を設定し、他の行政機関や民間事業者等の方々に当該空き領域を利活用していただける仕組みとすることを想定しております。

現在、この利活用方策について、国土交通省に設置した「自動車検査証の電子化に関する検討会」において検討を進めているところですが、今般、自動車ユーザーの利便性向上、自動車関連事業者等における生産性向上や各種行政活動の向上に向け、利活用方策のアイデアを広く募集することといたしました。

なお、提案いただいた利活用方策のアイデアについては、取りまとめのうえ「自動車検査証の電子化に関する検討会」において報告し、今後の検討の題材として取り上げさせていただきます。

1. 募集期間

令和元年 7 月 19 日（金）から令和元年 8 月 31 日（土）まで（必着）

2. 募集対象

「IC 自動車検査証の利活用方策」のアイデア

※アイデア募集の詳細は別紙をご参照ください。

3. 資料入手方法

「IC 自動車検査証の利活用方策」のアイデア募集サイト

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000038.html より入手

4. 費用負担

アイデアの作成や応募に係る費用は応募者の負担です。あらかじめご了承ください

5. お問い合わせ先

国土交通省自動車局自動車情報課アイデア募集担当

電話番号 03-5253-8111（42104, 41146）

IC自動車検査証の利活用方策に関するアイデア募集について

1. 背景・目的

国土交通省では、継続検査（いわゆる「車検」）等の自動車保有関係手続に際しての運輸支局等への来訪を不要とするため、自動車検査証を紙からICカードに切り替えることとしました。このために必要となる改正を盛り込んだ「道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）」が本年5月に公布され、令和5年1月の導入を想定し、準備を進めているところです。

このたびの自動車検査証のICカード化に際しては、紙の自動車検査証をICカードに切り替えることのメリットを最大化するため、ICカードに搭載するICチップに空き領域を設定し、他の行政機関や民間事業者等の方々に当該空き領域を利活用していただける仕組みとすることを想定しております。

現在、この利活用方策について、国土交通省に設置した「自動車検査証の電子化に関する検討会」において検討を進めているところですが、今般、自動車ユーザーの利便性向上、自動車関連事業者等における生産性向上や各種行政活動の向上に向け、利活用方策のアイデアを広く募集することといたしました。

2. 募集するアイデア

ICカード化した自動車検査証（以下「IC自動車検査証」という。）に搭載するICチップの空き領域を利活用し、自動車ユーザーの利便性向上や自動車関連事業者等における生産性向上に資するアイデアを募集します。

アイデアを応募いただく際には、必ずしも具体的な実現可能性や現行の制度等の枠組みを前提としていただく必要はなく、自由な発想による幅広いアイデアをいただきたいと考えております。【アイデアのイメージは別添1のとおり】

（参考）ICカード化後の自動車検査証の取扱い

自動車検査証は、検査の結果、自動車が保安基準に適合していることが確認されたことを証するものであり、電子化後もこの位置づけに変更はなく、今般のICカード化においては、そのメリットの最大化のため、ICチップの空き領域を民間等で活用できることとしたものです。

また、道路運送車両法において、自動車を運行する場合は、自動車検査証を備え付けることが義務付けられており、ICカード化後もこの取扱いに変更はありません。また、自動車の使用者が変わる場合や引越しによってナンバープレートが変わる場合などは、旧車検証（ICカード）を国に返納し、新車検証が交付されることとなります。

3. 想定している I C 自動車検査証の利活用方式等

別添 2 のとおり

4. 応募者より提案されたアイデアの取扱い

提案いただいた利活用方策のアイデアについては、取りまとめのうえ「自動車検査証の電子化に関する検討会」において報告し、今後の検討の題材として取り上げさせていただきます。

また、ご提案いただいたアイデアについては、国土交通省が当該アイデアの全てまたは一部を利用する権利を有することに合意したものとみなします。

5. 募集期間

令和元年 7 月 19 日（金）から令和元年 8 月 31 日（土）まで（必着）

6. 応募の手続き

応募者は下記に示す書類を作成し、提出してください。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがあります。

（1）提出書類

ア. 募集様式：提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にてアイデアを提出してください。

イ. 添付書類：アイデアの具体的内容がわかる資料がある場合は併せて提出してください。

なお、電話による応募の受付は致しかねますので、御了承願います。

（2）提出方法

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_JIJ@mlit.go.jp

② F A X の場合

F A X 番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局自動車情報課「I C 自動車検査証の利活用方策」アイデア募集担当あて

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省自動車局自動車情報課「I C 自動車検査証の利活用方策」アイデア募集担当あて

（3）提出期限

令和元年 8 月 31 日（土）まで（必着）

7. 資料入手方法

応募に当たって必要となる資料は「IC 自動車検査証の利活用方策」のアイデア募集サイト (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000038.html) より入手してください。

8. 費用負担

アイデアの作成や応募に係る費用は応募者の負担です。あらかじめご了承ください。

9. 留意事項

アイデア内容は取りまとめの上、公表させていただきます。また、氏名（法人又は団体及びこれらに所属するプロジェクトチームの場合は名称）についても公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、アイデア提出時にその旨をお書き添えください。

10. お問い合わせ先

国土交通省自動車局自動車情報課「IC 自動車検査証の利活用方策」アイデア募集担当
電話番号 03-5253-8111 (42104, 41146)

IC自動車検査証の利活用イメージ

ポイントサービスの基盤

- ✓ 整備工場における点検・整備等に応じたポイントサービス
- ✓ ガソリンスタンドにおけるガソリン購入量、タイヤ交換等に応じたポイントサービス

その他の利活用策

- ✓ 新車販売時に車両の点検サービスをパック販売した際の点検チケット代わりとしてのICチップの活用



官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進

自動車関連産業の
生産性向上

自動車ユーザーの
利便性向上

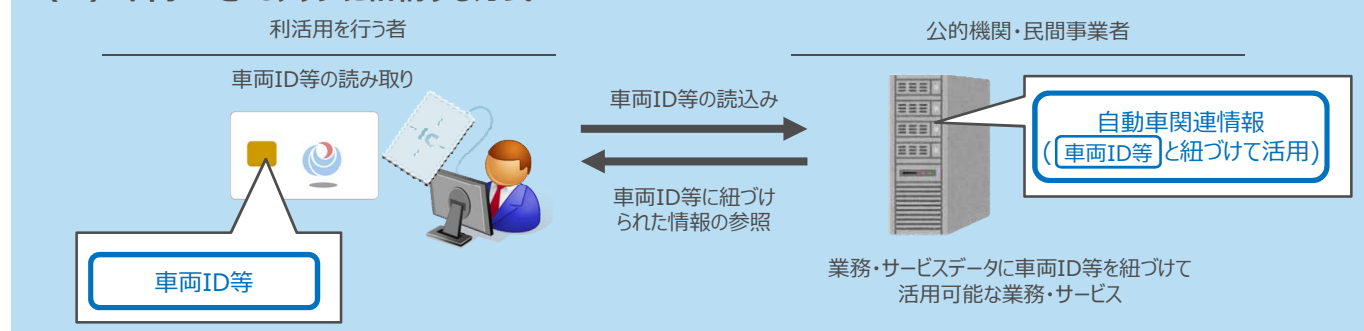
各種行政活動の向上

利活用方式(イメージ)

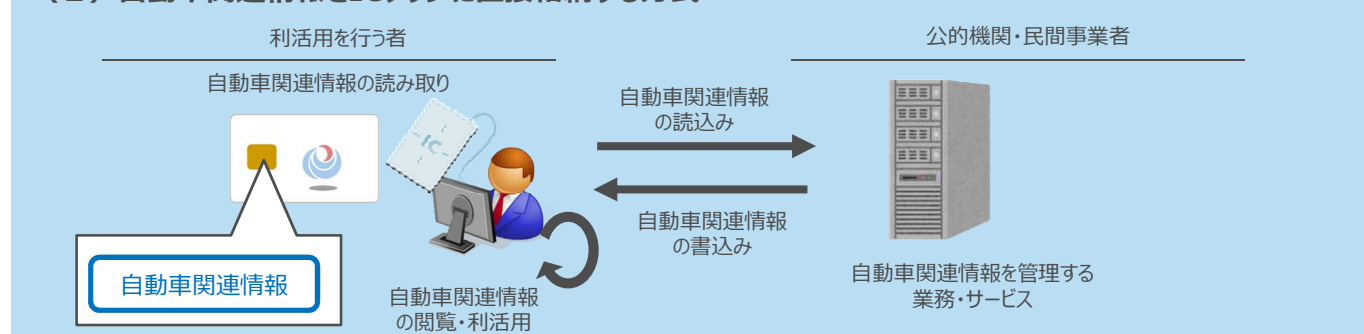
- IC自動車検査証の利活用方式は、以下の(1)から(3)が想定されるが、これらの方式に限らず、広くアイデアを募集いたします。

方式パターン	説明	備考
(1) 車両IDをICチップに格納する方式	ICチップの空き領域に車両を特定する情報(車両ID)を格納して利活用する方式です。 車両IDを基にサーバにアクセスし、読み取ったIDを活用し各種サービスを利用します。	自動車関連情報はサーバで管理
(2) 自動車関連情報をICチップに直接格納する方式	ICチップの空き領域に、自動車関連情報を直接格納して利活用する方式です。	自動車関連情報はICチップで管理
(3) ICチップに格納した自動車検査証情報を利活用する方式	ICチップに格納された自動車検査証の情報を読み取り、利活用する方式です。 現在、紙の自動車検査証を用いて入力等を実施している業務においての利活用が想定されます。	-

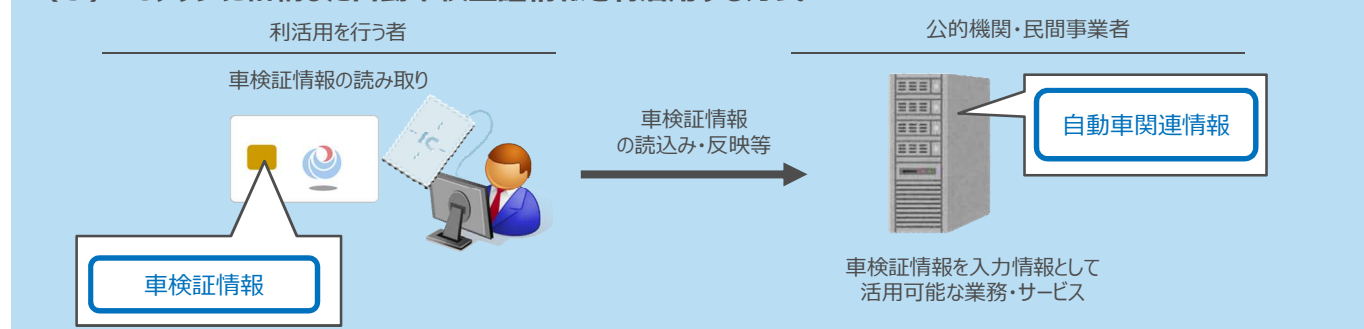
(1) 車両IDをICチップに格納する方式



(2) 自動車関連情報をICチップに直接格納する方式



(3) ICチップに格納した自動車検査証情報を利活用する方式



自動車検査証の利用状況

	利用シーン		利用状況
本人	使用車両の確認		車検の有効期間等の確認等のための利用、保有している運転免許での運転の可否
民間	保険	自賠償保険契約	契約時に車検証情報(車台番号、ナンバー、種別、使用の本拠の位置等)を利用
		任意保険契約	新規契約の際に車検証情報を利用
	自己所有の車両管理		<ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者、リース会社等が自社の保有車両の管理のため車検証情報を活用 ・信販会社等が自己名義の車両の管理のため車検証情報を活用
	点検整備、車検		整備事業者等が、点検整備時、車検時に車検証情報を活用。
	流通	買取り査定	買取り査定時に車両の基礎情報として車検証を参照
	自動車の運搬	海上輸送	自動車の輸送の際に車検証を用いて諸元を確認し、積込計画に利用
	自動車の解体		自動車リサイクル法に基づく自動車の解体時における報告記録の際に車検証情報を利用
	ETC		ETCのセットアップの際に車検証情報を利用
	フェリー		フェリー利用料金の適用区分確定のため、車検証を用いて諸元を確認
	駐車場		駐車場の契約時に長さ、幅、高さや「車いす自動車」等の車検証情報を利用
行政等	検査		自動車技術総合機構における検査の際に車検証情報を利用
	ナンバープレートの交付・封印		<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレートの交付業務において誤交付防止のため、車検証を確認 ・封印取付け時に車検証を用いて現車確認
	許認可(運送事業・道路通行許可等)		運送事業等の許認可(バス、タクシー、トラック等)や道路通行許可の際の添付書類として写しの提出が必要
	徴税(自動車重量税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税)		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車重量税の徴税事務において原本を確認 ・新車登録時に自動車税、自動車取得税の徴税事務において原本を確認 ・軽自動車の新規検査時に軽自動車税、自動車取得税の徴税事務において原本を確認
	警察活動(交通取締り・交通事故処理・各種許可等)		交通取締り、交通事故処理、各種許可等に当たり必要な情報を確認するため、車検証を確認又は車検証の写しを受領
公共工事		公共工事の入札時におけるダンプの保有台数の確認のため、車検証を確認	